

# 分別収集計画

(第9期)

令和元年7月  
赤磐市

# 赤磐市分別収集計画

## 目 次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	2
3 計画期間	2
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	5
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	7
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	10
《特記事項》	11

# 赤磐市分別収集計画

令和元年7月1日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本市の廃棄物処理は、市域全域のごみ処理を対象にして集約整備した新ごみ処理施設が平成26年4月1日から稼動しており、不燃物の最終処分は、民間に委託して行っている状況である。また、今後は一般廃棄物処理費用の増大に伴う財政圧迫も予想される。

このような状況の中、できる限り廃棄物の排出を抑制し、適正処理を心がけ、その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用等の循環型施策の推進を行うものとする。

### (1) 住民の役割

住民は、商品の購入に当たっては容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努め、長期間使用することを心がけ、一般廃棄物の排出抑制に取り組むものとする。また、市が設定する分別区分に応じて分別排出することにより、市による適正な循環型社会への取組に協力する。

### (2) 事業者の役割

事業者は、その事業で生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、自ら排出する廃棄物の排出抑制に努める。また、物の加工・販売等に際して、それらが廃棄物となった場合に排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品等の販売、必要な情報の提供等に努める。

### (3) 市の役割

市は、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、市民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとする。その上で、処分しなければならない廃棄物については、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、廃棄物の削減を図ることを目的に、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画による容器包装廃棄物の3R推進等により、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- ②廃棄物の適正処理を推進し、地域環境を保全
- ③住民・事業者が一体となった排出抑制・資源化の促進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しを行う。（次回見直し時期：令和4年度）

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、白色発泡トレイ及びプラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

本市から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、表1のとおりとする。なお、ここで示す見込み量は、ごみとして排出される量に加え、集団回収等による量も含むものである。

表1 容器包装廃棄物の排出量の見込み

法第8条第2項第1号 (単位: t/年)

項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	2094.1 t	2087.8 t	2081.5 t	2075.2 t	2069.0 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

本市から排出される容器包装廃棄物の排出抑制のための方策は、表2に示すとおりである。今後は、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集のため、住民と事業者双方の協力が得られるよう、これらの方策を継続していくものとする。

表2 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策

施策名	具体的内容	公共関与
家庭系ごみの有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別やルール of 徹底のため、指定ごみ袋・指定シールなどの方法により実施している有料化を継続する。</li> <li>・ごみ排出者の責任を自覚してもらうため、ごみ袋等への記名制を継続する。</li> <li>・事業所ごみは重量制(有料)を継続する。</li> </ul>	○
廃棄物減量等推進審議会制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15人以内の委員を選出し、廃棄物の減量等について審議を継続する。</li> </ul>	○
リサイクル推進員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の住民の中からリサイクル推進員を選定する。</li> <li>・「リサイクル推進員」による容器包装廃棄物を含むごみの出し方の指導、集積場所の巡回等を実施する。</li> </ul>	○
環境教育・啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校向けの環境教育用教材、学校・自治会への出前講座の実施により、ごみの適切な出し方や資源ごみの3R運動など、環境教育の充実を図る。</li> </ul>	○
情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ・広報・イベント等により、ごみ減量関連事業、リサイクルショップ等に関する情報提供を行う。</li> <li>・ごみ分別マニュアル、ごみカレンダー等を全戸配布する。</li> </ul>	○

販売店への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店による簡易包装の推進、食品の裸売り、リターナブル・詰め替え商品の販売等の要請を行う。</li> <li>・レジ袋等の有料化、買い物袋等（マイバッグ・マイ弁当箱・マイタッパー）持参運動の呼びかけを販売店や住民に対して行う。</li> </ul>	○
事業者によるリサイクル推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者への ISO14001 取得推進により、事業者自身によるリサイクルシステムの構築を図る。</li> </ul>	×
店頭回収等の協力要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品トレイや牛乳パック等の店頭回収を各販売店に要請する。</li> </ul>	○

## 7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

**表 3 分別収集をする容器包装廃棄物の種類**

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	スチール缶・アルミ缶 (スプレー缶)
無色のガラス製容器 主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	無色のびん 茶色のびん その他の色びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
白色発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)	白色発泡トレイ
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル、白色トレイ以外のもの	プラスチック製容器包装

## 8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

本計画における分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、表4のとおりとする。

表4 特定分別基準適合物並びに主務省令で定める物の量の見込み

分別基準適合物の種類	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	45.7t		45.6t		45.4t		45.3t		45.2t	
主としてアルミ製の容器	12.8t		12.8t		12.7t		12.7t		12.7t	
無色のガラス製容器	(合計) 90.7t		(合計) 90.4t		(合計) 90.1t		(合計) 89.8t		(合計) 89.6t	
	(引渡) 90.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 90.4t	(独自処理) 0t	(引渡) 90.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 89.8t	(独自処理) 0t	(引渡) 89.6t	(独自処理) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 68.5t		(合計) 68.3t		(合計) 68.1t		(合計) 67.9t		(合計) 67.7t	
	(引渡) 68.5t	(独自処理) 0t	(引渡) 68.3t	(独自処理) 0t	(引渡) 68.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 67.9t	(独自処理) 0t	(引渡) 67.7t	(独自処理) 0t
その他の色のガラス製容器	(合計) 32.2t		(合計) 32.1t		(合計) 32.0t		(合計) 31.9t		(合計) 31.8t	
	(引渡) 32.2t	(独自処理) 0t	(引渡) 32.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 32.0t	(独自処理) 0t	(引渡) 31.9t	(独自処理) 0t	(引渡) 31.8t	(独自処理) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2.2t		2.2t		2.2t		2.2t		2.2t	
主として段ボール製の容器	76.4t		76.2t		76.0t		75.8t		75.5t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 57.1t		(合計) 56.9t		(合計) 56.7t		(合計) 56.5t		(合計) 56.4t	
	(引渡) 57.1t	(独自処理) 0t	(引渡) 56.9t	(独自処理) 0t	(引渡) 56.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 56.5t	(独自処理) 0t	(引渡) 56.4t	(独自処理) 0t
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	(合計) 106.6t		(合計) 106.2t		(合計) 105.9t		(合計) 105.6t		(合計) 105.3t	
	(引渡) 106.6t	(独自処理) 0t	(引渡) 106.2t	(独自処理) 0t	(引渡) 105.9t	(独自処理) 0t	(引渡) 105.6t	(独自処理) 0t	(引渡) 105.3t	(独自処理) 0t
白色発泡トレイ	(合計) 1.7t		(合計) 1.7t		(合計) 1.7t		(合計) 1.7t		(合計) 1.7t	
	(引渡) 1.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 1.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 1.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 1.7t	(独自処理) 0t	(引渡) 1.7t	(独自処理) 0t

プラスチック製容器包装は17年度から、それ以外は11年度から分別開始している。



## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、平成28～30年度の人口推移を勘案し表5のとおり設定した。

表5 人口推移予測

28	29	30	1	2	3	4	5	6
44,569	44,471	44,304	44,171	44,038	43,906	43,774	43,643	43,512
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
99.6%	99.8%	99.6%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

### (法第8条第2項第5号)

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者(主体)は、表6のとおりとする。

紙パック、ペットボトル、段ボール、白色発泡トレイ及びプラスチック製容器包装は、住民(排出者)がステーションへ分別して排出し、これを本市において梱包の上、貯留する。

スチール缶、アルミ缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色びんについては、品目ごとに収集したものを貯留する。

なお、山陽・熊山地域においての収集・運搬は基本的に本市が行い、それ以外の地域においては民間業者に委託して行う。また、紙類及びプラスチック製容器包装については、市内全域の収集・運搬を民間業者に委託して行う。

表6 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係わる 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
紙	段ボール 紙パック	新聞・雑誌(雑がみ) 布等	・ 市による定期収集 ・ 委託業者による定期収集	市 (貯留)
		(一部は集団回収)	・ 廃品回収業者	廃品回収業者
缶	スチール缶 アルミ缶	鉄・アルミ (スプレー缶)	・ 市による定期収集 ・ 委託業者による定期収集	市 (選別→貯留)
		(アルミは一部集団回収)	・ 廃品回収業者	廃品回収業者
びん	無色のびん	びん	・ 市による定期収集 ・ 委託業者による定期収集	市 (選別→貯留)
	茶色のびん			
	その他の色びん			
プラスチック	ペットボトル プラスチック製容器包装 白色発泡トレイ	ペットボトル等	・ 市による定期収集 ・ 委託業者による定期収集	市 (選別→貯留)

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

### (法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備概要は、表7のとおりとする。

施設のうち、排出から収集・運搬、中間処理に係る施設については、赤磐市環境センターにおいて、ペットボトル、プラスチック製容器包装、スチール缶及びアルミ缶を圧縮処理している。また、プラスチック製容器包装は、民間業者が収集を行っている。

表7 分別収集の用に供する施設整備概要

分別区分	容器包装 廃棄物	収集容器	ステーション等	収集機材	中間処理 施設
新聞・雑誌(雑がみ) 布等	段ボール 紙パック	コンテナ	収集ステーション (市内約221ヶ所)	平ボディー車 パッカー車	—
缶類	スチール缶 アルミ缶 (スプレー缶)	コンテナ	収集ステーション (市内約221ヶ所)	平ボディー車 パッカー車	赤磐市環境センター マテリアルリサイクル 推進施設
びん	無色のびん 茶色のびん その他の色びん	コンテナ	収集ステーション (市内約221ヶ所)	パッカー車 平ボディー車	—
ペットボトル等	ペットボトル 白色発泡トレイ プラスチック製容器包装	専用袋等	収集ステーション (市内約221ヶ所)	平ボディー車 パッカー車	赤磐市環境センター マテリアルリサイクル 推進施設

注：収集ステーションは、市内の広範囲に設置しているものであり、通常の収集に使用する。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- 住民や事業者の意見要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、区長・町内会長や学識経験者らで構成される廃棄物減量等推進審議会を年2回程度開催し、廃棄物の減量等について審議する。
  
- 各地区の資源化物集積場所の整備を進めるため集積場所整備補助金を交付するなど、住民自らが行う容器包装ごみの減量及び再資源化に対して支援を行う。

## 《特記事項》

### 1. 分別収集の特徴

本市におけるごみ処理フローを図1に示す。

資源化物は分別し、市内約221か所に設置されたステーションにて収集を行う。

本計画では、排出から処理・処分までを効率的に行うことを前提としており、可燃ごみ、中型混合ごみ、粗大ごみ、新聞・雑誌・布等(新聞、雑誌〔雑がみ〕、段ボール、紙パック、布類、天ぷら油)、金属・びん(飲食用缶、その他金属、スプレー缶、無色のびん、茶色のびん、その他の色びん)、ペットボトル・埋立ごみ等(ペットボトル、白色発泡トレイ、プラスチック製容器包装、埋立ごみ、小型混合ごみ、蛍光管等、刃物、廃乾電池)、の23分別を実施する。

図1 ごみ処理フロー

